

公 告

下記の事業について、一般競争入札を行うので、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 17 年静岡市規則第 87 号）第 3 条の規定に基づき公告する。

平成 27 年 7 月 16 日

静岡市長 田辺 信宏

記

1 入札執行者

静岡市長 田辺 信宏

2 担当窓口

〒424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 静岡市役所 清水庁舎 8 階

静岡市教育委員会事務局教育局 学校給食課

電話番号 054-354-2553

FAX 番号 054-351-7461

E-mail kyuushoku@city.shizuoka.lg.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 事業名

静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業(以下「本事業」という。)

(2) 施行場所

静岡市葵区門屋 199

(3) 業務概要

事業者が実施する業務は、次に掲げるとおりである。

ア 本施設の整備業務

イ 本施設の維持管理業務

ウ 給食の運営業務

(4) 事業期間

市議会の議決を得られた日から平成 45 年 3 月末日までとする。

(5) 予定価格

8,356,016,472 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 入札方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価方式により行う。

4 競争入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者の構成における「構成員」とは、本事業への参加者であり、SPC から直接業務を受託・請け負うものをいう。

イ 入札参加者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

ウ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

エ 入札参加者の構成員は次の定義により分類される。

代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業

構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

オ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。

カ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を入札参加者に含めることができるものとする。

(2) 入札参加者の構成員の参加資格要件

入札参加者の構成員は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参

加資格要件を満たすものとする。

ア 設計企業

構成員である設計企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(エ)の要件を満たすこと。

- (ア) 平成 26・27 年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成 17 年静岡市告示第 43 号）に基づく資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。
- (イ) 資格認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- (ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

※「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

イ 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(オ)及び(カ)の要件を満たすこと。

- (ア) 平成 27・28 年度において、資格認定を受けていること。
- (イ) 資格認定において、建築一式工事の認定を受けていること。
- (ウ) 平成 27・28 年度における資格認定において、次のいずれかに該当していること。
 - a 静岡市内に本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所を有し、A等級に格付されていること。
 - b 上記 a 以外で静岡市が通知した資格審査結果通知書の総合点が 850 点以上であること。
- (エ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (オ) 平成 12 年度以降、公告の日までに、延床面積が 2,000 m²以上の建築物の完成実績（共同企業体方式にあつては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績）があること。

(カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

- a 監理技術者資格者証（建築）及び監理技術者講習修了証を有していること。
- b 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ウ 工事監理企業

構成員である工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(エ)の要件を満たすこと。

(ア) 平成26・27年度において、資格認定を受けていること。

(イ) 資格認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。

(エ) HACCPに関する相当の知識を有していること。

エ 運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 平成12年度以降、公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく特定給食施設において、調理業務の実績があること。

(イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。

(3) 入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

ウ 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止の措置を受けている者

エ 入札参加資格確認申請の日において、法人税又は消費税を滞納している者

オ 静岡市内に営業所等を有する者にあつては、直近の事業年度において法人市民税を滞納している者

カ 市が本事業のために設置する選定委員会の委員が属する組織・企業及びこれらの者と

資本金面若しくは人事面で関係のある者

キ 本事業のコンサルタント業務に関与した者及びこれらの者と資本金面若しくは人事面で関係のある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

(ア) 玉野総合コンサルタント株式会社（愛知県名古屋市東区東桜二丁目 17-14）

(イ) 西脇法律事務所（愛知県名古屋市中区錦 1-20-8 カーニープレイス名古屋伏見 7 階）

(4) 入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

※設計企業、建設企業または工事監理企業として本事業に参加しようとする者で、資格認定を受けていない場合は、平成 27 年 8 月 7 日（金）17 時までに、静岡市財政局財政部契約課（静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡庁舎新館 10 階）あて当該資格の審査申請を済ませること。

参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、代表企業が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

(5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

(6) SPC の設立等

落札者は、仮契約締結までに静岡市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担

保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

5 入札説明書等の交付

入札説明書等の交付は、市のホームページ及び本事業の窓口にて行う。

(1) 交付期間

平成27年7月16日（木）から7月28日（火）午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(2) 交付場所

上記2に同じ。

ホームページ http://www.city.shizuoka.jp/080_000008.html

(3) 交付方法

電子データを無償で交付する

6 入札参加資格確認申請書等の受付

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付を以下の要領で行う。

(1) 受付日時

平成27年7月16日（木）から8月21日（金）午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時及び閉庁日を除く。）

(2) 受付場所

上記2に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 参加資格の審査結果

平成27年9月11日（金）までに通知する。

7 入札書及び提案書の受付等

(1) 受付日時

平成27年10月16日（金）午前9時から正午及び午後1時から午後3時

(2) 受付場所

上記2に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（※郵送の場合は平成27年10月15日（木）までに必着のこと。）

(4) 開札日時

平成27年10月16日（金）午後3時30分

(5) 開札場所

静岡市役所 清水庁舎 9階 91 会議室

(6) 入札保証金

免除

(7) 契約保証金

施設整備費相当分（施設整備業務に関する金利支払額を除く。）の 100 分の 10 以上

(8) 入札の無効

入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(9) 落札者の決定方法

別紙「静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業 落札者決定基準」に記載のとおりとする。

(10) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 本事業の特定事業契約については、落札者が設立した SPC と仮契約を締結した上、静岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 54 号）第 2 条の規定等による市議会の議決があったとき、本契約が成立する。

(3) 本件入札に参加しようとする者は、6 による入札参加資格確認の手続きの後、市ホームページに掲載してある「承諾書」を、7 の入札書等の提出までに学校給食課へ提出しなければならない。

(4) その他詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract

PFI-based design, construction, operation and maintenance of the Shizuoka City School Lunch Center, Hokubu branch

(2) All applications must be submitted either by mail or directly to the school lunch division at the Shizuoka City Board of Education.

1. The deadline for the initial application to qualify for consideration is 5:00PM on August 21st, 2015.

2. Final proposal submitted by mail must be received at the Board of Education no later than October 15th, 2015.

Final proposal submitted in person can only be submitted between 9:00AM~ 3:00PM on October 16th, 2015.

(3) Department in charge

School lunch division, Shizuoka City Board of Education, Shizuoka City Hall,
Shimizu Ward Office, 6-8, Asahi-cho, Shimizu-ku, Shizuoka-shi, 424-8701, Japan
Tel : 054-354-2553

E-mail : kyuushoku@city.shizuoka.lg.jp

(4) Language for making inquiries : Japanese